

第10 屋外消火栓設備

令第19条及び規則第22条の規定によるほか、次によること。

1 設置位置

令第19条第3項第1号及び第4号並びに規則第22条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、建築物の外壁に近く、かつ、出入口付近に設けること。
- (2) 令第19条第3項第1号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1メートル程度）をいうものとする。

2 加圧送水装置の設置場所

規則第22条第9号に規定する加圧送水装置の設置場所は、第2 屋内消火栓設備 3の規定を準用すること。

3 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第22条第10号ハの規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 4の規定を準用すること。

4 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第22条第1項第10号ニに規定される「放水圧力が0.6メガパスカルを超えないための措置」は、第2 屋内消火栓設備 5の規定を準用すること。

5 水源

令第19条第3項第2号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 6の規定を準用すること。

6 配管等

配管、管継手及び弁類（以下「配管等」という。）は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) 配管等は、第2 屋内消火栓設備 7の規定を準用すること。
- (2) 配管の口径は、屋外消火栓のホース接続口が、単口形のものにあつては80ミリメートル以上、双口形のものにあつては100ミリメートル以上とすること。

7 非常電源、配線等

令第19条第3項第5号及び規則第22条第6号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 9の規定を準用すること。

8 耐震措置

規則第22条第12号に規定する耐震措置は、第2 屋内消火栓設備 10の規定を準用すること。

9 消火栓の構造

- (1) 屋外消火栓は、地盤面上に開閉弁及びホース接続口を設けた地上式とすること。
- (2) 屋外消火栓のホース接続口は、屋外消火栓箱の内部に格納すること。

10 屋外消火栓箱に格納するホース等

- (1) ホースは、前9(2)のホース接続口に結合できる呼称で、長さ20メートル以上のものを2本以上設置すること。
- (2) 管そうは、品質評価品を1本以上設置すること。
- (3) 令第19条第3項第2号に規定される「有効に放水することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるもの。）を加えた範囲内に当該規定で定められた放水距離各部分が包含されることをいう。

11 標識等

屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。